

商品投資販売業者の業務に関する命令（平成四年大蔵省・通商産業省令第一号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（商品投資契約等の成立前の書面の交付）</p> <p>第三条 法第十六条の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一、二（略）</p> <p>三 商品投資販売業者及び運用業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主（総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権）株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）をいう。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。の商号、名称又は氏名並びに他に事業を行っているときは、その種類</p> <p>四（三十六）（略）</p> <p>2、3（略）</p>	<p>（商品投資契約等の成立前の書面の交付）</p> <p>第三条 法第十六条の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一、二（同上）</p> <p>三 商品投資販売業者及び運用業者の資本の額又は出資の総額及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。の商号、名称又は氏名並びに他に事業を行っているときは、その種類</p> <p>四（三十六）（略）</p> <p>2、3（略）</p>